

外務省

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の説明書

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	一
1 両締約国の航空企業が享有する特権等	二
2 協定業務の開設及び運営のための手続及び条件	二
3 協定業務の運営に関する原則	二
4 運賃の決定手続	一
5 民間航空の安全の保護のための措置	三
6 航空の安全のための措置	三
7 附属書	四
三 協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

我が国とサウジアラビアとの間の定期航空路開設に関しては、従来サウジアラビア側から希望が表明されており、政府としても、近年、両国の関係が緊密化してきてること等を踏まえ、サウジアラビアとの間の定期航空路線の開設を可能とすることにより同国との間の関係を一層強化するべく、航空協定締結交渉を行うこととした。平成十八年（二千六年）十一月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至り、平成二十年（二千八年）八月十八日にサウジアラビアのジッダにおいて、日本側中村在サウジアラビア大使とサウジアラビア側ラヒミ民間航空機構総裁との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、両国間及びその以遠における定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、両国によりそれぞれ指定される航空企業（以下「指定航空企業」という。）は、この協定により両国間の定期航空路を開設し、及び運航することができることとなる。具体的路線としては、我が国の指定航空企業は、ジッダ、リヤド及び（又は）ダムナンへの運航を行うことができ、サウジアラビアの指定航空企業は、大阪及び（又は）名古屋への運航を行うことができるのこととなる。

(2) サウジアラビアは、世界最大の原油生産国であり、かつ、我が国にとって最大の原油供給国である。また、サウジアラビアは、政治面及び宗教面で中東湾岸諸国の盟主的国家であり、我が国は、昭和三十年（千九百五十五年）の国交樹立以来、同国に対し、経済基盤の強化及び安定的な国造りへの支援を行う等積極的な外交活動を行ってきた。その結果、政治、経済、文化等様々な分野において両国間の人的交流が拡大している。

このような状況の中、政府としては、良好な二国間関係、今後の人的・物的な交流の拡大に基づく需要予測にかんがみ、サウジアラビアとの間で航空協定を締結する意義があると判断した。

この協定に従つて両国間の定期航空路が開設され、定期航空業務が安定的に運営されることにより、両国間の人的及び経済的な交流が大きく促進され、日・サウジアラビア友好関係の広範な分野における一層の強化に資することが期待され

る。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十三箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、それらの概要は、次のとおりである。

1 両締約国の航空企業が享有する特権等（第四条から第六条まで）

(1) 両締約国の航空企業は、他方の締約国の領空を無着陸で通過することができる（いわゆる第一の自由）ほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる（いわゆる第二の自由）（第四条1）。

(2) 一方の締約国の指定航空企業は、附屬書に定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができる（いわゆる第三及び第四の自由）とともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と当該他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる（いわゆる第五の自由）（第四条2）。

(3) 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最惠国待遇及び内国民待遇を与えられる（第五条）とともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を免除される（第六条）。

2 協定業務の開設及び運営のための手続及び条件（第三条及び第七条）

(1) 特定路線における定期航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が、当該路線を運航する自國の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国から国内法に従つて運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる（第三条）。

(2) 一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していない場合には、運営許可を与えないことができるほか、当該他方の締約国の指定航空企業が国内法令又はこの協定を遵守しなかつた場合には、当該他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させ、又は必要な条件を付すことができる（第七条）。

3 協定業務の運営に関する原則（第九条から第十二条まで及び第十三条）

(1) 両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務につき公平かつ均等な機会を与える（第九条）とともに、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の指定航空企業の業務に不当な影響を及ぼさないように協定業務を運営しなければならない（第十条）。

(2) 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならぬが、その需要のうち自国発着の貨客を運送すること（すなわち、第三及び第四の自由の行使）を主目的として輸送力を供給する。相手国と第三国との間の貨客の運送（第五の自由の行使）は、二次的なものであり、したがつて、その運送を主目的とした輸送力を供給して業務を行うことはできない（第十二条）。

(3) 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国内での支店設置等を許される（第十三条）。

4 運賃の決定手続（第十二条）

(1) 運賃に関する合意は、適當な国際的な仕組みを通じて、又は関係指定航空企業の間で行うものとし、合意された運賃につき両締約国の航空当局の認可を受ける。

(2) 運賃について企業間で合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局間で協議するが、協議が整わなかつたときは、第十八条に規定する仲裁に付することができる。

5 民間航空の安全の保護のための措置（第十五条）

両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し、又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。

6 航空の安全のための措置（第十六条）

一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航の安全に係る規制等についての協議を要請することができるものとし、当該他方の締約国は、協議の結果、自国の規制等が国際標準に適合していないことを確認した場合には、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。また、一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業の航空機に対し、自国の領域内において、当該航空機の関連書類、装備品、乗組員の免許等の検査を行うことができる。

7
附属書

附属書は、両締約国の指定航空企業が運営することができる路線を具体的に定める。

三
協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び特別の予算措置を必要としない。